

Hot Information

株式会社ちくぎん地域経済研究所
http://www.chikugin-ri.co.jp

2012. 12. 6 Thu

税務

The Chikugin Research Institute For Regional Economy Co.,Ltd

課税売上高 5 億円超の会社は要注意！ (2 回シリーズ 第1回『解説編』)

平成 23 年度消費税改正「95%ルール」適用要件の見直しにより、計算ルールの選択方法によって消費税の納税額が変わる場合があります。今回、当研究所プレミアムネット会員の AKJ パートナーズ様に 2 回シリーズで分りやすく解説していただきます。

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、課税売上高が 5 億円を超える事業者については、いわゆる消費税「95%ルール」が適用対象外となります。つまり増税となります。今回はこの消費税改正の内容について、解説致します。

Q1. 消費税の納付税額はどのように計算するのですか？

消費税の納付税額は、その課税期間中の課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額(以下、「仕入税額」という)等を控除して計算されます。

$$\text{納付税額} = \text{課税売上に係る消費税額} - \text{仕入税額等}$$

※「95%ルール」とは、仕入税額の計算に関するルールです。

Q2. 消費税「95%ルール」適用要件の見直しとはどのような改正ですか？

これまで事業者の事務負担を配慮する観点から、課税売上割合が 95%以上である事業者については、「95%ルール」として、消費税の計算上、仕入税額的全額を控除することが認められていました。

しかし、今回の改正により「95%ルール」が適用される事業者は、課税売上高が 5 億円以下の事業者に限定されることになりました。

【改正後】

課税期間の課税売上高	課税売上割合	計算方法
5 億円超	—	個別対応方式 or 一括比例配分方式
5 億円以下	95%以上	全額控除
	95%未満	個別対応方式 or 一括比例配分方式

Q3. 改正の対象となるのは、どのような事業者ですか？

課税売上割合が 95%以上で、その課税期間の課税売上高が 5 億円超の事業者です。課税売上高 5 億円超の判定は、「基準期間」における売上ではなく、「その課税期間」における課税売上高で判断されますので、留意が必要です。

Q4. 今回の改正の適用はいつからですか？

平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間からです。3 月決算法人では平成 25 年 3 月決算期から適用となります。

Q5. どのくらいの増税になりますか？

今回の改正による影響額は、法人の事業内容、事業規模等により大きく左右されます。例えば、今までの年間の仕入税額が 5 億円で課税売上割合 95%の法人の場合、改正前の全額控除のケースと改正後の一括比例配分方式により計算したケースを比べてみると、**2,500 万円もの増税**となります。

Q6. 個別対応方式、一括比例配分方式はそれぞれどのような計算方法ですか？また、その特徴を教えてください。

個別対応方式(A)、一括比例配分方式(B)というのは、仕入税額の計算方法であり、以下のように計算されます。

$$A = \text{課税売上対応分消費税} + (\text{共通対応分消費税} \times \text{課税売上割合})$$

$$B = \text{その課税期間の仕入税額} \times \text{課税売上割合}$$

個別対応方式は、仕入段階の消費税額を「課のみ」「非のみ」「共通」(*)に区分して集計する必要があるため、事務負担が大きくなります。

一方、一括比例配分方式は一度選択すると、2 年間は継続適用の必要があります。一括比例配分方式を選択した次年度は個別対応方式を選択できないことになり、納税負担が大きくなるリスクがあります。

(*)「課のみ」 課税資産の譲渡等このみ要する課税仕入れ等

「非のみ」 非課税資産の譲渡等このみ要する課税仕入れ等

「共通」 課税資産の譲渡等と非課税資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ等

今回は改正の内容を中心にお伝え致しましたが、今回はこの改正に対してどのような節税策が考えられるのか、具体的な事例を挙げて解説致します。

【お問合せ先】

税理士法人 AKJ パートナーズ 福岡オフィス

税理士：脇屋

福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25

キャナルシティビジネスセンタービル 9F

TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351

http://www.akj-partners.com/fukuoka